

愛 労 連

愛知県労働組合総連合

名古屋市熱田区沢下町8-18
労働会館第2ビル
TEL 052-871-5433
FAX 052-871-5618
e-mail post@aioren.gr.jp
ホームページhttp://www.aioren.gr.jp
発行人 見崎徳弘

第96号 2001年5月15日

愛労連評議員会の開催について

- 日時 6月8日(金)18時30分
- 場所 労働会館東館2Fホール
- 内容 大会議案にむけて



愛知県中央メーデー (名城公園)

第72回愛知県メーデー 12,000人

憲法と平和を守ろう 働くルールを確立を

参議院選挙で悪政変えるぞ!

二〇世紀の労働者のたかつかう伝統を受け継いだ第七二回メーデーは、愛知県下七カ所で二万二〇〇〇人が参加し開かれました。

一万人以上が参加した愛知県中央メーデーの会場、緑映える名城公園(名古屋市北区)には、「小泉内閣は憲法九条を守れ」、「公務員制度改革反対」、「リストラ・合理化反対」、「看護婦を増やせ!」、「税金のムダ使いやメヨ」のプラカード、横断幕、デコレーションが、色鮮やかな組合旗・団体旗とともに林立し、働くものの祭典らしい雰囲気、会場いっぱい包み込みました。

愛労連阿部精六議長は、「大企業の横暴、国や地方の悪政への批判を強め、要求の前進、国民が主人公の政治への実現へ、運動を前進させよう」とあいさつ。市内三ヶ所に別れてデモ行進しました。



尾中地域メーデー



尾北地域メーデー



尾東地域メーデー



一宮地域メーデー



安城地域メーデー



東三河地域メーデー

各地域メーデー

西三河メーデー前夜祭は四月二十七日、知立中央公民館で開かれ一三〇名が集い、歌と寸劇と決意表明で楽しくいき高い一夜を過ごしました。

尾東メーデーは瀬戸市宮川モールで開催しました。たたかう労働組合の伝統を守り権利、労働条件を進展させていく二世紀メーデーを力強く宣言。メーデー宣言に基づいて午後から自治体、労基署へ要請、始めて

尾北メーデーでありさつしたJMIU内田油圧労組は、「きびしい会社のリストラ・合理化に反対し、たたかためく、決意を表明。会場ではチラシにメーデークイズを掲載、抽選しました。

要請行動に参加した女性には、「自治体ごとの考え方、施政方針が聞けて良かった」と疲れが吹っ飛ばす声寄せました。労基署では、サービスマン問題を中心に要請。法違反であるサードス残業について根絶に向けた姿勢を示しました。

参加者の声

職場の実態や要求、国政について、メーデーに参加してなど感想など、聞きま

はじめて参加

全港湾
名古屋支部

共同組分会

昨年末結成。初めて分会として、メーデーに参加した全港湾名古屋支部共同組分会。トラック運転手ばかりの組合です。一二十名中、一〇名が、派遣労働者でした。この春闘で正社員化を求めてたたい、全員正社員をかちとりました。メーデーには全員で参加。会社と馴れあう運輸労連を脱退して結成の中心メンバーとなった分会長の地主幸吉さんは、「連合のメーデーは、歌謡ショー。こうゆうメーデーは始めて。労働者の連帯感する」



やったね

正社員化かちとった喜びメーデーに

私の働いている介護保険病棟(すずらん)は介護度が四〜五度中心で四六床だが、待期者が何十人とおり、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群の施設不足を痛感している。もっと施設が必要だ。

なばり正博さん(男性・32歳、医労連・尾張建友会、一宮地域) 組合歴としては、七年弱ですが、五月一日にメーデーを開催する意義が年々薄れていく中、新世紀最初のメーデーに参加して、他の労組、団体と一緒に確認したい、新ためて組合に入ると良かった感じがした。労働条件改善と労働争議の勝利解決をめざしともに頑張ろう。

Nさん(男性・23歳、医労連・尾張健友会、一宮地域)

私たちがしっかりと国政にも申し、本当に国民のための政府をつくるために力を尽くしたい。

Hさん(男性・41歳、豊橋市職労、東三河地域)

小泉政権は改革を断行すると言っているが、国民のためにすること、消費税の引き下げなど、どしどしやってもらいたい。

Aさん(男性・JMIU)

五月一日に、こういう企画が少なくなるのは残念だ。毎年ここに来る楽しみ、みんなと一緒に歌えることだ。こういうことは若い者に伝えていかなくてはね。

松野祥子さん(女性・春日井市職労現業・尾中地域) 連休のなか日だったけど労働者の祭典と言つこともあり、参加者も多く、かなり盛り上がった。一ヶ月前からとりかかった、民間委託反対を訴えたデコレーション「ハムタロー」がデコレーションコンクールで特別賞に輝き嬉しかった。デモは元気なシュプレヒコールで労働者の団結の力強さを感じた。



パフォーマンスで、「誰でも、どこでも時給1000円以上を」と訴えるなかま（4/10 栄にて）

愛労連が宣伝と労働局へ

「僕も派遣社員で2つの仕事を掛け持ちしています。時給1000円以上ないととても生活はできません。頑張ってください」と激励しました。

「決めた人が体験したら」

愛知労働局要請では、最賃体験者六名が体験を報告しました。

「2つ仕事しています」
愛労連は二月に五二名が一カ月間取り組んだ最賃体験をまとめ、四月一〇日、栄で署名・宣伝行動と愛知労働局、人事院に要請をおこないました。
昼休みの宣伝行動では、着ぐるみや保母さんや教師、シエフに扮した仲間たちが、市民にチラシやテッシュペーパーで、「人間らしく暮らしたい」「時間給一〇〇〇円以上を」と訴えました。

愛知労働局要請では、最賃体験者六名が体験を報告しました。
全国一般・ヒット通商支部の鈴木さんは、「いったい、いつの物価を基準にしているのか。家賃、水光熱費、交際費、タバコ代を引いたら七〇〇〇円しか残らない。一日の食費四〇〇円、一食一五〇円だ。パンを買ったら、牛乳が買えない。外食一回したら三日は絶食。携帯、インターネット何もできない。生きていくことができないのと同じ。やる前からムリと思う



「がんばって下さいと」激励(栄)



愛知労働局への要請

たけど、やっぱりムリだった。最賃を決めている人に体験してもらいたい」と。「本当にやっていけると思っているのか聞きたい」など、六人すべてが最賃では生活できなかった体験をリアルに語り、労働局に迫りました。

六月末までに団体署名を

愛労連は、最賃審議会に對して「最賃を時間一〇〇〇円以上に引き上げるよう」と意見書提出をはじめとして最賃体験者が直接、審議委員に意見陳述ができるよう要請中です。

また、全国一律最低賃金制の制定を求める団体署名を六月末をめどに取り組み、労基局交渉を予定しています。支部や分会からもどんどん署名を集め運動を広げましょう。

人ごとじゃないよ

増えている心の悩み

人間関係がうまくいっていない、仕事が忙しくて、現代人は何かとストレスが溜まりがち。私たちの職場でも、心の病にかかり、メンタルクリニックに通ったり休職する人が残念ながら増えてきています。

ストレスが溜まったら、心の病にかからないためにどうしたらいいか、熱田保健所、磯野美津江さんに聞きました。

職場はストレスの吹溜り
最近、磯野さんのもとに職場での精神衛生



「お気軽に相談を」と磯野美津江さん

(熱田保健所精神保健福祉相談員・精神保健福祉士)
名古屋市各区の保健所には1人~2人の精神保健福祉相談員が配属され、市民からの相談を無料で受けています。相談日や時間等が決まっていますので相談される方は事前に電話を。

職場で気をつけたい一つは、カウンセラーや医師の配置をする、同僚や上司の心の健康知識を持ち、相談のするなど職場の中での労働安全活動を位置づけることです。また、本人は疲れたら休養する、休暇を取るなどの権利行使をし、気分転換に興味やスポーツをするなどして、自分の身を守ることもです。

婦人協会で学習会

婦人協会は磯野さんと呼んで、五月二六日(土)午後一時三〇分から労働会館東館一階ホールで学習会をします。ぜひお越し下さい。

愛労連は新事務所へ移転しました

旧事務所から北へ50M

労働会館東館3階です

本館 東隣



住所 〒456-0006
名古屋市熱田区沢下町9番7号
TEL・FAX は変わりません



参議院選挙が焦点に

施行満五十四周年を迎えた日本国憲法。小泉新首相は、「自衛隊が憲法違反といわれないような憲法を」と言って憲法九条の改憲を公然と主張しています。この一年、憲法改憲の動きが強まっています。目立った動きをみると……。

国会の衆参両議院に「憲法調査会」ができたのは昨年一月。改憲の世論を高め

て憲法改正へのレールをいくことが自民党などのねらいでした。最初は与党議員を中心に、今の憲法は「連合国側の押しつけ憲法」の大合唱でした。昨秋には石原慎太郎東京都知事が参考人として呼ばれ、「憲法改正手続きなど面倒なことをせずに、議会で憲法否決決議をすればいい」などと、憲法が定める改憲手続きさえ無視する暴言をはきました。

「新しい歴史教科書をつくる会」の動きもこの間の重大な出来事です。「つく

る会」が申請した中学の歴史教科書は、憲法第九条敵視を明確にし、憲法は自衛隊活動の障害になっているとして、改正の必要を強調。「国家に対する忠誠と国防の義務」を説いています。

改憲の発議は、衆参のそれぞれ、総議員の三分の二以上の賛成が必要です。改憲を阻止するには少なくとも、衆参どちらかの改憲派議員を三分の二未満にすること。夏の参議院選はその意味でも大きなステップになります。

サービス残業ダメ

厚生労働省が通達 運動が実る

「積極的活用を！」「ただ働き・サービス残業をなくせ」の全労連の運動

者が講すべき措置に関する基準について」を出しました。務づけ。残業の確認方法

で、厚生労働省は都道府県労働局長あてに、通達「労働時間」につき管理する責務がある」と使用者責任を明確に

残業の確認は、①会社側が確認する②タイムカード、パソコン入力等を使い記録する

悪質な不払いには司法処分を含めて厳格に対処。